

**「通信・放送の総合的な法体系の在り方」の情報通信審議会への諮問**

総務省では、本日、情報通信審議会（会長：庄山 悦彦 株式会社日立製作所取締役会長）に、「通信・放送の総合的な法体系の在り方」について諮問しました。諮問理由等は、以下のとおりです。

**1 諮問理由**

我が国は現在、ユビキタスネット社会の構築に向けて産学官が連携して取り組んでおり、総務省では、2010年度（平成22年度）までに国民の100%が高速又は超高速のブロードバンドを利用可能な社会とすることを目標としています。また、放送分野では多チャンネル化とデジタル化が進展しており、2011年（平成23年）には地上テレビジョン放送が完全デジタルに移行し、放送のデジタル化がほぼ完了する見込みです。

こうしたネットワークのブロードバンド化や放送のデジタル化の進展を背景として、同一インフラの通信と放送による共用や放送番組のブロードバンド配信、通信・放送の両方に利用できる端末の出現、通信・放送両分野の資本の連携といった形態が一般化してきており、情報通信社会の構造は変化しつつあります。2011年（平成23年）に世界最先端の情報通信インフラの構築が完成すれば、通信・放送の融合・連携サービスは一層発展することが期待され、こうした状況変化へ制度的にも対応することが求められています。

総務省では、通信と放送に関する総合的な法体系について検討し、2010年（平成22年）の通常国会への法案提出を目指すこととしており（「通信・放送分野の改革に関する工程プログラム」（平成18年9月））、このため、通信・放送の融合・連携に対応した具体的な制度の在り方について、情報通信審議会に諮問するものです。

**2 答申を希望する事項**

通信・放送の総合的な法体系に関し、通信・放送の融合・連携に対応した具体的な制度の在り方

**3 答申を希望する時期**

平成21年12月頃

**4 審議体制**

情報通信審議会情報通信政策部会に「通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会」（構成員は別紙のとおり。）を新たに設置し、本件審議をいただくことが決定されました。

（連絡先）

情報通信政策局総合政策課通信・放送法制企画室

担 当：中山室長補佐、益岡主査

電 話：03-5253-5737

FAX：03-5253-5721

## 「通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会」構成員

(敬称略・五十音順)

氏名	主要現職
主査 長谷部 恭男	東京大学法学部教授
委員 伊東 晋	東京理科大学工学部教授
委員 大谷 和子	(株)日本総合研究所法務部長
委員 清原 慶子	三鷹市長
委員 長田 三紀	NPO法人東京都地域婦人団体連盟事務局次長
委員 根岸 哲	甲南大学法科大学院教授
委員 村上 輝康	(株)野村総合研究所理事長
臨時委員 村井 純	慶應義塾大学環境情報学部教授
専門委員 安藤 真	東京工業大学大学院理工学研究科教授
専門委員 岡田 仁志	国立情報学研究所准教授
専門委員 木村 忠正	東京大学大学院総合文化研究科准教授
専門委員 國領 二郎	慶應義塾大学総合政策学部教授
専門委員 菅谷 実	慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所教授
専門委員 中村 伊知哉	慶應義塾大学デジタルメディア・コンテンツ統合研究機構教授
専門委員 濱田 純一	東京大学大学院情報学環教授
専門委員 藤沢 久美	シンクタンク・ソフィアバンク副代表
専門委員 舟田 正之	立教大学法学部教授
専門委員 山本 隆司	東京大学法学部教授